

平成二十六年三月二十五日提出
質問第九〇号

米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問主

意書

沖縄県宜野湾市にある米海兵隊普天間飛行場を名護市辺野古に移設する政府案に反対し、普天間飛行場の県外移設を訴え、二〇一〇年の知事選挙で当選し、再選を果たした沖縄県の仲井眞弘多知事が、昨年十二月二十七日、一転して辺野古の埋め立てを承認した。一方で、本年一月十九日、沖縄県名護市長選挙が執行され、反対する現職が二期目再選を果たした。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第五九号）並びに「政府答弁書一」（内閣衆質一八六第四号）「政府答弁書二」（内閣衆質一八六第二四号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「政府答弁書一」、「政府答弁書二」における各答弁内容につき、それが起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、防衛事務次官と防衛省官房長は、その内容を事前に承知し、把握していたかと問うたが、「前回答弁書」では「防衛省地方協力局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」とあるだけで、明確な答弁は何もなされていない。

西正典防衛事務次官と黒江哲郎防衛省官房長は、「政府答弁書一」、「政府答弁書二」における各答弁内

容が起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、その内容を事前に承知し、把握していたか。明確に答えられたい。

二 過去の質問主意書で、名護市長選挙の結果を受けた後も、政府が辺野古移設を断行するのなら、機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突が生じることは現実であり得るのではないのか、また政府が辺野古移設を断行することにより、沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る懸念はないかとの問いに対し、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」では、何ら明確な答弁がなされていなかった。一方で、「前回答弁書」においては、「政府としては、お尋ねの『沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る』ような事態は想定していないが、お尋ねの『機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突』が生じないようにするためにも、こうした考え方を引き続き誠実に説明し、沖縄の皆様のご理解を得るべく全力で取り組みながら、…」との答弁がなされている。「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」において、右のような答弁がなされず、「前回答弁書」においてようやく質問の趣旨を踏まえた答弁がなされた理由は何か説明されたい。

三 二で指摘したように、「前回答弁書」と異なり、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」では質問の趣

旨を正確にとらえた答弁がなされていないのにも関わらず、「前回答弁書」においてそれらの答弁が「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対して、その趣旨を踏まえて誠実に答弁している。」との答弁がなされているのはなぜか。「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」の答弁のどこに誠実さがあるのか説明されたい。

四 「前回答弁書」で政府は、「政府としては、お尋ねの『沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る』ような事態は想定していない」と述べているが、政府として、沖縄県民の思いを十分把握しているのか、はなはだ疑問である。政府が想定していないだけで、沖縄県における世論では、辺野古移設を断行するのなら日本国家から独立するという志向が実際に高まりつつあるのではないのか。明確な答弁を求めらる。

五 「前回答弁書」で政府は、「現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えている。『機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突』が生じないようにするために、こうした考え方を引き続き誠実に説明し、…」と答弁している。辺野古移設を政府が強行すれば、当然物理的な衝突が生じるのは明らかであると考えらる。辺野古移設に反対する住民と政府側との物理的な衝突が生

じないようにするためには、辺野古移設を政府が断念するしかないのではないか。明確な答弁を求める。

六 政府は米海兵隊普天間飛行場の辺野古移設を実現できると考えているのか。沖縄県民の思いを踏まえる時、辺野古移設は断念し、別の方法を考えることが最良の方法だと考えるが、政府の見解を明確に述べられたい。

右質問する。